安平町情報公開・個人情報保護審査会

**情報公開・個人情報保護審査会とは**

情報公開・個人情報保護審査会は、安平町において情報公開及び個人情報の保護が適切に行われているかを公正に審議するための救済機関として設置されており、町や教育委員会などの決定等に対し、不服申し立てが行われた場合は、町長等からの諮問に応じて、第三者的立場から、公平かつ中立的に調査・審議を行い、町長等に答申を行います。

なお、具体的な流れとしましては、①町や教育委員会等の決定に不服がある場合は、行政不服審査法に基づく不服申し立てを行うことができ、②申立人（審査請求人等）は決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、町や教育委員会等に異議申立書を提出し、③町長等は異議申立書に基づいて、速やかに情報公開・個人情報保護審査会に諮問するか、公開・開示または却下等を行うかの判断を行います。④町長等から諮問を受けた情報公開・個人情報保護審査会は、中立の立場から調査・審議を行い、原則90日以内に町長等へ答申を行い、⑤町長等は、情報公開・個人情報保護審査会の答申を尊重し、異議申し立ての内容について、改めて決定します。

情報公開・個人情報保護審査会

**意見**

**答申**

**諮問**

**審査請求**

審査請求人

（開示請求人）

町長・教育委員会等

（諮問）

**裁決**

**審査請求・審査会開催の状況**

　平成31年　　１回（情報公開する際の個人情報の開示について、子ども会活動に伴う保険加入時の名簿の提出の可否について）

　平成24年　　１回（産業廃棄物搬入時の外部検査機関が行った検査データの提供について）

　平成23年　　１回（高齢者台帳に掲載された個人情報の外部提供に係る対象事業について）

　平成22年　　１回（町内で福祉活動を行うボランティア団体に対する高齢者台帳を外部提供することについて、災害時要援護者台帳作成のために他の台帳等から要援護者たる対象者を抽出することの是非について）

　平成21年　　１回（自治会・町内会等が行う敬老会事業に係る対象者名簿として高齢者台帳を外部提供することについて、「東胆振地方税滞納整理機構」への安平町（住民税）滞納者リストの提供について）

　平成20年　　１回（災害時要援護者情報の作成に係る今後の見通しについて）

**令和５年４月以降の制度変更内容について**

　これまでは、個別の事案に係る個人情報の例外的な取り扱いの判断について審査会へ諮問し、答申を受けたうえで取り扱いを決定するという運用を行ってきましたが、令和５年４月以降は個人情報保護制度の見直しにより全国で統一された取り扱いを行うこととなり、審査会では「定型的な事例について、事前の運用ルールの検討を行い、個人情報保護制度の運用やあり方について審議を行う」役割を担うこととなります。

【令和５年４月からの役割】

・　全国的な共通ルールが直接適用されるため、民間部門・公的部門を包括して国の個人情報保護委員会が監督することとなり、統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を国の個人情報保護委員会に一元化されるため、「特に必要な場合」につき諮問をする事となる。そのため、個別の事案を法に照らし合わせ、その適否の判断を審議会等へ諮問することは、新個人情報保護法の趣旨に反するという事がガイドラインで示されている。

（想定される協議事項）

・情報公開条例を改正し、又は廃止しようとする場合。

・保有する個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止、安全管理のために必要な措置を講じる基準を定め、又は変更しようとする場合。

・個人情報の取扱いに関する措置について、運用の方法を定め、または変更しようとする場合。

**【参考】「審議会において審議されるもの（安平町情報公開・個人情報保護審査会条例）より」**

**（所掌事務）**

**第３条　審査会は、次に掲げる事項について調査審議する。**

**(1)　情報公開条例第17条第１項の規定による諮問に応じ、開示決定等についての審査請求に関する事項**

　⇒情報公開条例第17条第１項

(審査請求)

第17条　実施機関は、公開等の決定等について行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定に基づく審査請求があったときは、次に掲げる場合を除き、安平町情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問して、当該審査請求に対する裁決を行うものとする。

(1)　審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2)　審査請求に係る請求を認容する場合で、実施機関が諮問の必要がないと認めるとき。

**(2)　個人情報保護法第105条第３項において準用する同条第１項の規定による諮問に応じ、開示決定等又は個人情報保護法第76条第２項、第90条第２項若しくは第98条第２項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する事項**

⇒個人情報保護法第105条第３項（※開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会(審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会)に諮問しなければならない。）

⇒個人情報保護法第76条第２項（※開示請求権の代理請求）

⇒個人情報保護法第90条第２項（※訂正請求権の代理請求）

⇒個人情報保護法第98条第２項（※利用停止請求権の代理請求）

**(3)　議会個人情報保護条例第45条第１項の規定による諮問に応じ、開示決定等又は議会個人情報保護条例18条第２項、第31条第２項若しくは第38条第２項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する事項を調査審議すること**

⇒議会個人情報保護条例第45条第１項（※開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。）

⇒議会個人情報保護条例第18条第２項（※開示請求権の代理請求）

⇒議会個人情報保護条例第31条第２項（※訂正請求権の代理請求）

⇒議会個人情報保護条例第38条第２項（※利用停止請求権の代理請求）

**(4)　安平町個人情報の保護に関する法律施行条例第10条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項**

⇒安平町個人情報保護条例第10条

　（審査会への諮問）

第10条　実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、安平町情報公開・個人情報保護審査会条例第１条に規定する安平町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1)　この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2)　法第66条第１項（※行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。）又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第12条（※個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者(以下「個人番号利用事務等実施者」という。)は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。）の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3)　前２号に掲げるもののほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

**・　安平・厚真行政事務組合の情報公開・個人情報保護審議会についても従来より兼ねていることから、今後についても同様の扱いとなる。**